

都市農業活性化支援事業実施要綱

	27 産労農振第 1824 号
	平成 28 年 4 月 1 日
一部改正	28 産労農振第 1954 号
	平成 29 年 3 月 6 日
一部改正	30 産労農振第 2447 号
	平成 31 年 4 月 1 日

第 1 趣旨

東京都の都市農業（以下「東京農業」という。）は、都民に新鮮で安全・安心な農畜産物を供給するだけでなく、都市農地は、都民生活に潤いと安らぎを与え、災害時には避難場所になるなどの多面的機能を有しており、良好な都市環境の形成に貢献している。

都民にとって大切な東京農業をさらに発展させるためには、今後見込まれる都市農地に係る諸制度の改善や東京 2020 オリンピック・パラリンピック開催なども見据え、大消費地の中にあるメリットを最大限に活かし、多様化する都民ニーズを的確に捉えた、都市と共存し都民生活に貢献する力強い農業を展開していく必要がある。

このため都は、高い営農意欲を持つ農業者、区市町、農業協同組合等に対して農業施設等の整備を支援し、農業者の経営力強化、都市農地の保全、都市農業が持つ多面的機能の強化を図ることで、都市の特性を活かした東京農業の産業力の強化を図っていく。

第 2 目的

都市農業活性化支援事業は、認定農業者等が収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備して経営力を強化する取組や、区市町及び農業協同組合等による地域農業振興のために行う施設整備等を支援し、都市農業の活性化を図ることを目的とする。

第 3 事業の内容

都は、第 2 の目的を達成するため、事業実施主体に対して次の支援を行うものとする。

- (1) 農業経営を向上するための、「施設」、「農畜産業用機械」等の整備及び「簡易な基盤整備」の支援
- (2) 区市町及び農業協同組合等が地域を活性化させるための「共同利用施設」、「共同利用農畜産業用機械」、「防災兼用共同利用施設」の整備への支援

第 4 補助事業の種類

この事業は、都が補助をする補助事業者の違いにより、次の 2 種類により実施するものとする。

- (1) 一般型
区市町の区域内を受益地区として事業を実施する類型。補助事業者は、原則として区市町長とする。
- (2) 広域型
受益地区が 2 つ以上の区市町にまたがって事業を実施する類型。補助事業者は、事業実施主体の代表者とする。

第 5 事業実施地域

この事業の実施地域は「都市的地域」（農林統計に用いる地域区分で、東京都では振興山村（奥多摩町及び檜原村の全域）、特定農山村地域（あきる野市の戸倉地区及び小宮地区）及び島しょ地域を除く地域）とする。

第 6 事業実施主体

事業実施主体は、次のいずれかとする。

- (1) 区市町
- (2) 農業協同組合（連合会を含む。）
- (3) 3 戸以上の農家で構成される営農集団
- (4) 特認経営体（知事が別に定める 3 戸未満の経営体）
- (5) 農業経営を行う法人（以下「法人」という。）

第7 実施計画

1 実施計画の策定

第4の(1)「一般型」で本事業を実施しようとする区市町長、第4の(2)の「広域型」で本事業を実施しようとする事業実施主体の代表者（以下「区市町長等」という。）は、本事業の方針を示す「都市農業活性化支援事業実施計画書」（以下「実施計画」という。）を策定するものとする。

2 実施計画の認定

区市町長等は、実施計画を知事に提出して、その認定を受けるものとする。

3 実施計画の変更

区市町長等は、知事の認定を受けた実施計画の内容等について、必要に応じて変更を行うものとし、重要な変更を行う場合は、2の規定を準用するものとする。

第8 推進指導體制等

1 都の推進指導體制

知事は、本事業を、関連施策との連携に配慮しながら、地域の実情に応じて円滑かつ適正に推進するため、別に定めるところにより、関係機関による「都市農業活性化支援事業推進協議会」（以下「推進協議会」という。）を設置し、区市町、事業実施主体等に対する推進指導體制を整備するものとする。また、事業の事前の内容精査と事後の評価を行い、適切に事業が執行できるように努めるものとする。

2 区市町の推進指導體制

区市町は、実施計画の策定及び本事業の円滑な推進を図るため、行政機関や農業団体等による「都市農業活性化支援事業地域支援チーム」（以下「地域支援チーム」という。）を設置し、本事業の推進指導に当たるものとする。

第9 他の計画・施策との関連等

1 都は、実施計画の策定及び当該事業の実施が他の関連諸計画・施策と十分整合性を持つよう指導調整するものとする。

2 都及び区市町等は、他の計画及び施策を定めるときは、実施計画が達成できるよう十分配慮するものとする。

第10 助成措置

知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、実施計画に基づく本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。